

(公社)日本鑄造工学会北海道支部旅費規定

昭和45年 6月30日 制 定
昭和50年 6月27日 一部改定

学校、官庁関係者で支部業務のため出張するときは、道内に限りつぎの交通費および日当を支給する。

(1) 交通費

鉄道普通旅費に急行料金を加えた実費とし、車馬による運賃は支給しない。ただし札幌函館間又はこれに準ずる遠距離出張の場合は特急料金を加えた実費とし、宿泊費は支給しない。

(2) 日当

日当は1,000円とし、1日分だけ支給する。ただし開催地元関係者には支給しない。